

令和2年第3回定例会(令和2年9月25日)

厚生環境教育委員会委員長 (山本 一成 委員長)

去る9月4日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第103号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第6号)』関係部分ほか9件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

はじめに、『議第103号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第6号)』関係部分についてであります。

環境課関係では、レジ袋削減の取り組みによる収益の寄附金を活用し、市内小中学生に環境図書等を購入するための経費を計上し、また、健康づくり推進課関係では、予防接種法施行令の一部改正により、10月からロタウイルス感染症の予防接種が定期接種化されることに伴う経費の追加額を計上しているとの説明がなされました。

次に、障害福祉課関係では、報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料とその財源となる国庫補助金を計上しているとの説明に対し、委員から、補正額の積算根拠について質疑がなされ、当局から、事業者による見積りや他市の経費等を勘案し算出したものであるとの答弁がなされました。さらに、同委員から、システム事業者との随意契約が適正な価格となるよう精査すべきであるとの意見がなされた次第であります。

続きまして、社会教育課及びスポーツ健康課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、指定管理者制度導入施設の利用者が減少したこと等に伴い、地方創生臨時交付金を活用し、減収負担金を計上している旨の説明に対し、委員から、これを機に、指定管理者制度のあり方をしっかり議論する必要があるとの意見がなされました。

さらに、スポーツ健康課においては、同感染症の影響により、小中学校が臨時休校したことに伴い、米飯とパンの事業者に対する学校臨時休業対策事業補助金を計上しているとの説明もなされました。委員による当該事業者以外への対応についての質疑に対し、当局から、休校になることを事前周知していたため、食材に対する補償ではなく、米飯とパンの加工賃のみを減収補填するものであることから、当該事業者以外の補助はないとの説明がなされた次第であります。

続きまして、『議第104号 令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)』、『議第106号 令和2年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)』及び『議第107号 令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）』では、前年度決算剰余金の確定に伴う繰越金の追加等を計上しているとの説明がなされました。

さらに、『議第104号』においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する補正額を計上している旨の説明もなされた次第であります。

以上4件の予算議案の採決におきましては、『議第103号』市民課関係部分について、一部委員から、朝日出張所の移転に要する経費に反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他の議案については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、5件の条例議案及び1件のその他議案についてであります。

はじめに、『議第108号 別府市出張所設置条例の一部改正について』であります。JAべっぷ日出より本市が借用している建物の老朽化等に伴い、施設を閉鎖し解体したい旨の申し入れがあったことから、公共施設マネジメント基本方針に基づき、周辺施設との集約化・複合化を図るため、朝日出張所を朝日大平山地区公民館内に移転することに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

次に、『議第109号 別府市手数料条例の一部改正について』では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されたことに伴い条例を改正するものであること、また、『議第110号 別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正について』では、新型コロナウイルス感染症への対応のため、機構改革を延期することに伴い、条例を改正する旨の説明がそれぞれなされました。

続きまして、『議第111号 別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、延長保育事業の保育料の上限額等を見直すことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。委員から、改正により保育士の負担軽減の見込みはあるのかとの質疑を受け、当局から、就労以外の利用の減少が予想されるため、開所時間外における職員数を減らせる見込みであるとの答弁がなされました。また、他の委員から、改正に当たり保護者への意見聴取をしたのかとの質疑があり、当局から、現時点では実施していないが、次年度の募集時期に合わせ、保護者に対し丁寧な説明をしていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、『議第112号 別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について』では、介護保険法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める省令の一部が改正され、やむを得ない理由がある場合は主任でない介護支援専門員が事

業所の管理者として従事できるとされたこと等に伴う条例改正であるとの説明がなされました。委員から、人材確保のため、本市独自の研修をする予定はないのかとの質疑を受け、当局から、今後、検討するとともに、研修を受講しやすい体制が構築できるよう、法人に対し働きかけをしていきたい旨の答弁がなされました。

最後に、『議第113号 動産の取得について』では、児童生徒1人に1台学習用のタブレットを買い入れることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。委員から、保証の適用範囲や負担区分等に関する質疑を受け、当局から、現在、端末補償サービス等への加入を検討しており、今後の研究課題としたい旨の答弁がなされました。また、他の委員から、コロナ禍で故障等に対応する相談窓口の人員が減少していることへの対策についての質疑に対し、当局から、事業者による優先的な対応が保障されているが、各学校のICT担当教職員が技術を習得し対応することも必要になってくるとの答弁がなされた次第であります。

以上6件の条例議案等の採決におきましては、『議第108号』について、一部委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他の議案については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。